

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名：三浦 貴子

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

常時介護と医療的ケアを必要とする障害のある人の支援の充実に向けて

- 全国身体障害者施設協議会（以下、身障協）は、常時介護と医療的ケアを必要とするいわゆる重度の身体障害のある人への支援を中心に行う、全国の旧法身体障害者療護施設等及び、障害者支援施設（500施設、入居利用者：約2万8000人、支援に関わる者：約2万人）で構成されています。また、各会員は、地域のニーズに応えるべく、居宅介護（重度訪問介護）、短期入所をはじめ、相談支援、地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援等の地域生活支援に関わる事業を積極的に展開しています。
- 身障協では、サービスを利用する障害のある人のニーズを基本とした多様なライフスタイルを実現するため、障害者権利条約についての理解を深めながら、地域生活支援と施設生活支援を両軸とした個別支援と各種の事業・取り組みを進めています。
- 今後の障がい者総合福祉法（仮称）の議論にあたっては、常時介護と医療的ケアを必要とする障害のある人の多様な生活を支えるため、居宅介護や訪問看護をはじめとする居宅サービス、ケアホーム・グループホーム、施設等の住まいの場や相談支援事業、さらに短期入所支援や障害者支援施設等のもつ専門的な機能を活用した各種支援が、包括的かつ重層的に整備されていること、つまり、包括的・重層的サービス提供体制が地域に構築されることを目指す必要があります。
- そのため、障害のある人の生活の選択肢の幅を広げるためには、下記の事項を重点的に検討し、具体的な対応を講じるべきであると考えます。
 - ①居宅生活や施設生活に関わらず生活の場において必要な医療的ケアが受けられること。
 - ②必要な居宅介護等の支援が確実に行われること。また、そのための制度改善、基盤整備が計画的かつ着実に進められること。
 - ③住まいの場（ケアホーム・グループホーム、プライバシーに配慮した個室化された施設等を含めたバリアフリー住居）の選択肢が拡充されること。
 - ④社会参加のための条件の整備（地域・社会の理解と協力の促進、交通や情報アクセス、教育機会や就労機会の拡充、インフォーマルな支援の展開）を進めること。

⑤生活に困難を抱える全ての人々の所得保障が普遍的になされることを目指しつつ、障害のある人の生活実態を踏まえた所得保障の充実が図られること。

○また、障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策として、下記の事項が求められると考えます。

①地域生活支援の充実

- ・ケアホーム、グループホームの質的・量的整備と制度の充実
（人員配置の改善、居宅介護サービス利用の制度化、整備の促進）
- ・短期入所、居宅サービス、相談支援事業の拡充
- ・移動支援の個別給付化

②居住施設（日中活動事業、夜間支援）の検討と充実

- ・福祉・介護人材の確保とサービスの質向上に向けた報酬、報酬算定ルールの改善
- ・個別支援のための支援体制の評価

③その他

- ・所得保障の拡充
- ・生活の場における医療的ケアの提供体制の充実
（規制緩和と医療的ケア提供体制の充実）
- ・適切な支給決定プロセスの構築に向けた実態把握
- ・地域のサービス提供基盤の計画的整備に向けた整備費等の拡充
- ・制度改革時における、現行の障害福祉サービス等を利用する障害のある人や家族の不安解消（説明と合意）